

提出議案説明資料目次

令和2年12月定例会

| 資料番号 | 資料内容 | 関係議案 | 頁 |
|------|---------------|---|---------|
| 1 | 新旧対照表 | 議案第79号 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1 ~ 5 |
| 2 | 新旧対照表 | 議案第80号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 7 ~ 9 |
| 3 | 新旧対照表 | 議案第81号 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 11 ~ 13 |
| 4 | 新旧対照表 | 議案第82号 箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について | 15 ~ 17 |
| 5 | 新旧対照表 | 議案第83号 箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について | 19 ~ 33 |
| 6 | 新旧対照表 | 議案第84号 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 35 ~ 41 |
| 7 | 変更概要 | 議案第88号 工事請負契約の一部変更について | 43 ~ 47 |
| 8 | 指定管理者候補者の概要一覧 | 議案第89号 箱根町畑宿寄木会館指定管理者の指定について から 議案第97号 箱根町宮城野テニスコート指定管理者の指定について まで | 48 |
| 9 | 位置図 | 議案第98号 町道路線の廃止について | 49 |

新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7（略）

（第2条関係）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7（略）

旧（改正前）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7（略）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～7（略）

箱根町職員の給与に関する条例の一部改正に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新（改正後） |
|--|
| <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、第9条の規定による改正後の箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年箱根町条例第2号）第18条の規定により準用する箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）第16条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> |

旧（改正前）

（経過措置）

2 （略）

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、第9条の規定による改正後の箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年箱根町条例第2号）第18条の規定により準用する箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附則

1～16（略）

（期末手当に関する特例措置）

17 令和2年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、町長にあってはその100分の30に相当する額を、教育長にあってはその100分の20に相当する額を減じた額とする。

（第2条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の222.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～16（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（第2条関係）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の222.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の225 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の220 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則

1～3 （略）

（延滞金の割合の特例）

- 4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

旧（改正前）

附 則

1～3（略）

（延滞金の割合の特例）

- 4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

新旧対照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

(第1条関係)

(固定資産税の納税義務者等)

第19条 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

2 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第19条の3 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

(現所有者の申告)

第26条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人と

（特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等）

第 19 条

家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 12で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第 343 条第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 19 条の 3 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

新（改正後）

の関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 43 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第 14 条第 2 項若しくは第 3 項、法第 317 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法第 328 条の 7 第 1 項、第 26 条、第 26 条の 3、第 28 条の 5 第 1 項又は第 31 条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

附 則

(固定資産税の課税標準の特例)

11 (略)

12 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

13 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

14 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

15 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条

第 43 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第 14 条第 2 項若しくは第 3 項、法第 317 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、
法第 328 条の 7 第 1 項又は第 26 条及び第 28 条の 5 第 1 項又は第 31 条の
規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

附 則

(固定資産税の課税標準の特例)

11 (略)

12 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とす
る。

13 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とす
る。

14 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条
例で定める割合は、2 分の 1 とする。

15 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条
例で定める割合は、2 分の 1 とする。

16 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条
例で定める割合は、2 分の 1 とする。

17 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条

新（改正後）

例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

18 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

19 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

20 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

21 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。

25・26（略）

（固定資産税の税率の特例）

27・28（略）

29 都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第21条の規定にかかわらず附則第27項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（検討）

30 町長は、附則第27項から前項までの規定について、令和元年度以降5年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

旧（改正前）

例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

20 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

21 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

26・27（略）

（固定資産税の税率の特例）

28・29（略）

30 都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第21条の規定にかかわらず附則第28項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（検討）

31 町長は、附則第28項から前項までの規定について、令和元年度以降5年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新（改正後）

る。

31～33（略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

34 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間(附則第 45 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 28 条の 4 の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

35・36（略）

37 県知事は、当分の間、附則第 35 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 41 項の規定により読み替えられた第 28 条の 5 第 1 項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

38～49（略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

50 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が附則第 47 項から前項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当する

る。

32～34（略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

35 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間（附則第 46 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 28 条の 4 の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

36・37（略）

38 県知事は、当分の間、附則第 36 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 42 項の規定により読み替えられた第 28 条の 5 第 1 項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

39～50（略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

51 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車は附則第 48 項から前項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するか

新（改正後）

かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

51～53（略）

（第2条関係）

附 則

（固定資産税の課税標準の特例）

11～25（略）

26 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

27～53（略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例）

54 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第13条の2の規定を適用する。

（第3条関係）

附 則

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

46（略）

47～49（略）

50 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が

旧（改正前）

どうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

52～54（略）

附 則

（固定資産税の課税標準の特例）

11～25（略）

26 法附則第 62 条に規定する条例で定める割合は、零とする。

27～53（略）

附 則

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

46（略）

（令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の税率の特例）

47～49（略）

新（改正後）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第47項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

51～55（略）

（第4条関係）

（法人の均等割の税率）

第12条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

| 法人の区分 | 税率 |
|--|--------|
| 1 次に掲げる法人 (1)～(4)（略） (5) 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第2項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(4)に掲げる法人を除く。以下この表及び第2項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給 | 年額 5万円 |

50～54（略）

（法人の均等割の税率）

第 12 条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

| 法人の区分 | 税率 |
|---|----------------|
| <p>1 次に掲げる法人 (1)～(4)（略） (5) 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第 2 項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(4)に掲げる法人を除く。以下この表及び第 2 項において同じ。)で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給</p> | <p>年額 5 万円</p> |

新（改正後）

与の支給を受けることとされる
役員を含む。)の数の合計数(次号
から第9号までにおいて「従業者
数の合計数」という。)が50人以
下のもの

2～9（略）

（略）

2（略）

旧（改正前）

| | |
|---|-----|
| 与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの | |
| 2～9（略） | （略） |

2（略）

新旧対照表

箱根町火災予防条例の一部改正新旧対照表

| 新（改正後） |
|--|
| <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 11 号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号(アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号(ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。)並びに第 12 条第 1 項(第 2 号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 <u>200 キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備</u>(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、<u>建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置</p> |

旧（改正前）

（燃料電池発電設備）

第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 10 号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項（第 7 号を除く。）並びに第 12 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定を準用する。

2～5 （略）

（急速充電設備）

第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 50 キロワット を超えるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を

新（改正後）

を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(12) (略)

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知

旧（改正前）

開始しない措置を講ずること。

- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7)～(11) （略）

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア （略）

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

新（改正後）

した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18)（略）

2（略）

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9)（略）

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(14)（略）

(15) 水素ガスを充填する気球

(13)・(14)（略）

2（略）

（火を使用する設備等の設置の届出）

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9)（略）

(10)～(13)（略）

(14) 水素ガスを充てんする気球

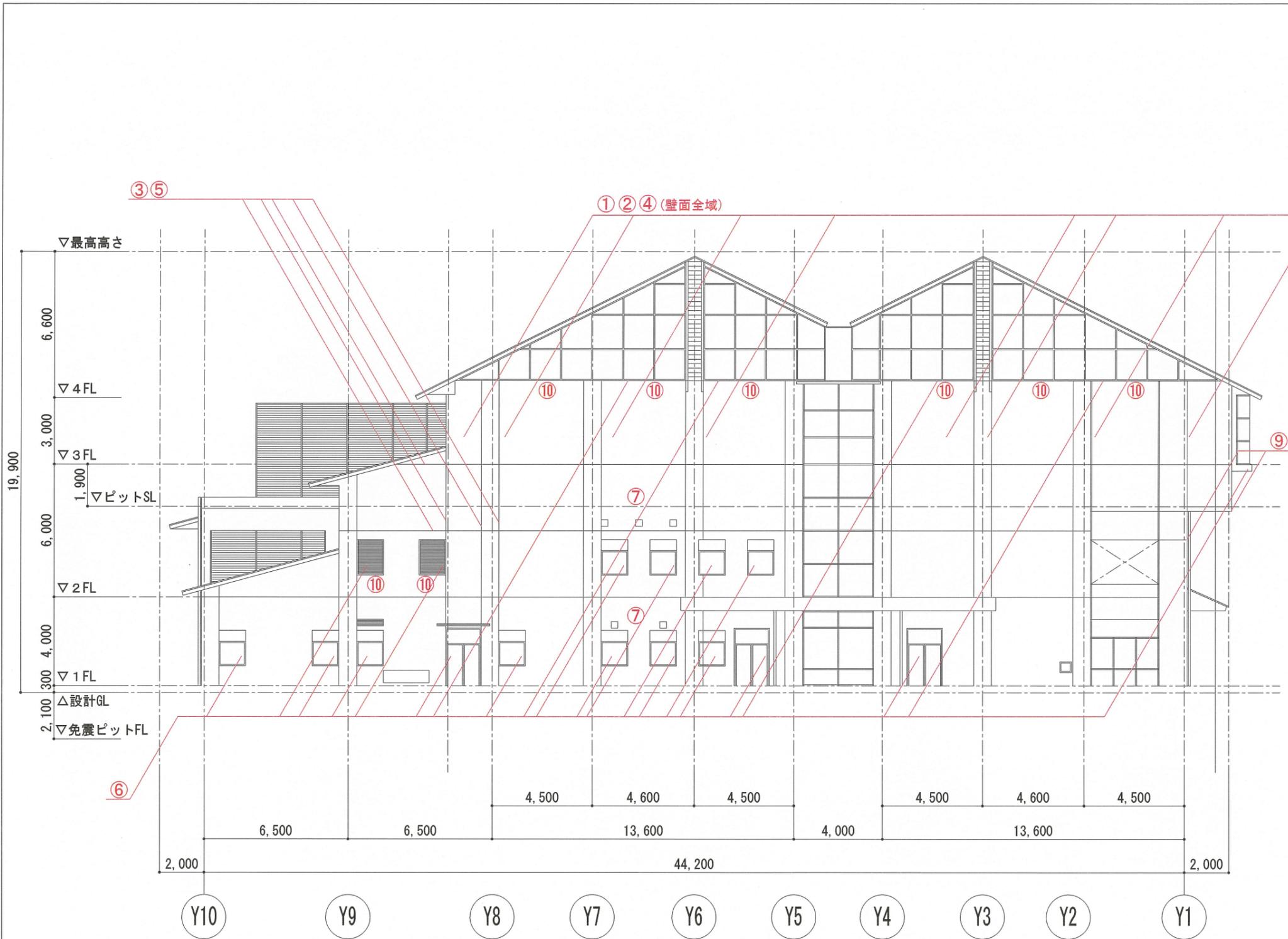
総合保健福祉センター整備事業 総合保健福祉センター外壁タイル改修工事 変更概要

| | 工種 | 変更内容 |
|--------|----------------|------------------------|
| 工事内容 | 外壁既存タイル撤去工事 | 下地サンドモルタル撤去 |
| | | 研り作業層間養生及び各所養生 |
| | | 打継及び誘発目地研り,ケレン,新設目地切り共 |
| | 外壁下地補修工事 | コンクリート下地壁面サンダー掛け |
| | | 化粧目地及び打ち継ぎ目地成形 |
| | | サッシ廻り抱き形成 |
| | 追加工事 | 外壁換気フード交換 |
| | | 南面屋根上箱樋防水 |
| | | 軒天見切り |
| | | サッシ水切り下端塞ぎ |
| | 直接仮設工事 | ネット状養生シート張り(シート仕様変更) |
| | | 工期延長に伴う足場リース料増 |
| | 防水改修工事 | シーリング数量増 |
| | 外壁吹付け工事 | 仕様変更 |
| 発生材処理 | 発生材増による処分費等の増 | |
| 共通仮設工事 | 工期延長に伴う交通誘導員の増 | |



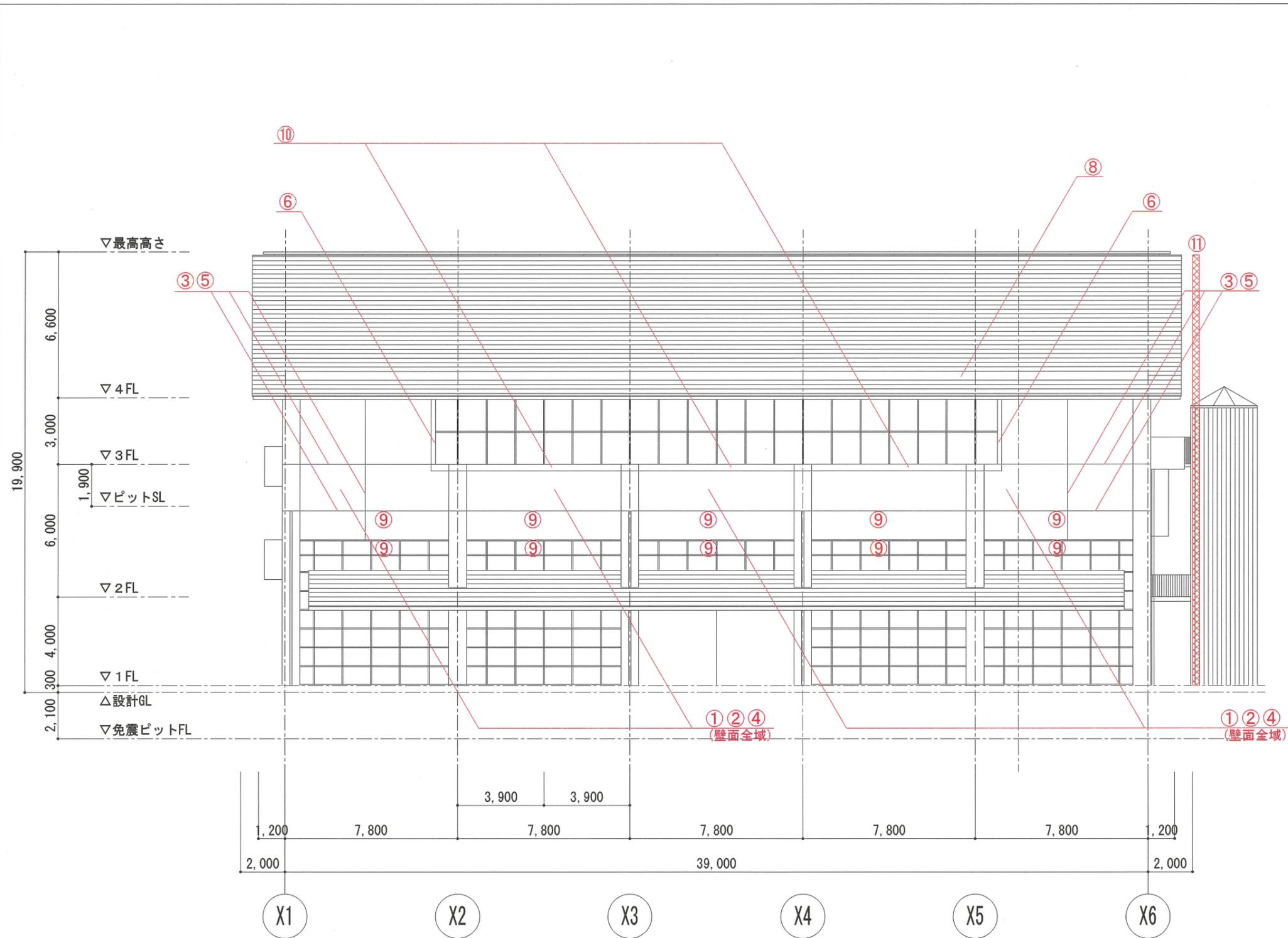
| 設計変更箇所 | |
|-------------|----------------------------|
| 外壁既存タイル撤去工事 | ① 下地サンドモルタル撤去 |
| | ② 研り作業層間養生及び各所養生 |
| | ③ 打継及び誘発目地研り, ケレン, 新設目地切り共 |
| 外壁下地補修工事 | ④ コンクリート下地壁面サンダー掛け |
| | ⑤ 化粧目地及び打ち継ぎ目地成形 |
| | ⑥ サッシ廻り抱き成形 |
| 追加工事 | ⑦ 外壁換気フード交換 |
| | ⑧ 南面屋根上箱樋防水 |
| | ⑨ 軒天見切り |
| | ⑩ サッシ水切り下端塞ぎ |
| | ⑪ ネット状養生シート張り(シート仕様変更) |
| 直接仮設工事 | 工期延長に伴う足場リース料増 |
| 防水改修工事 | シーリング数量増 |
| 外壁吹付け工事 | 仕様変更 |
| 発生材処理 | 発生材増による処分費等の増 |
| 共通仮設工事 | 工期延長に伴う交通誘導員の増 |
| 備考 | |

東立面図 S=1/200



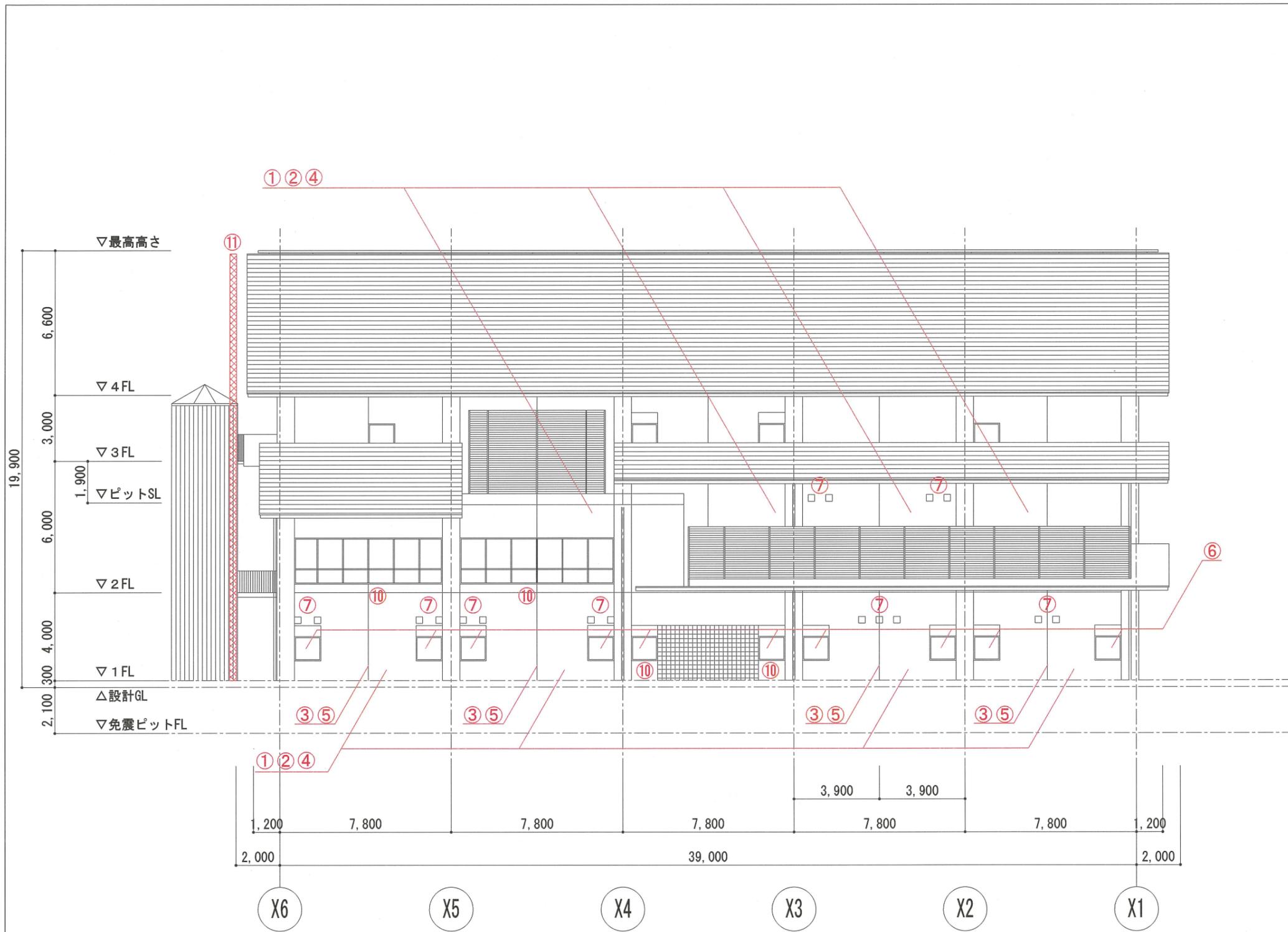
| 設計変更箇所 | |
|-------------|----------------------------|
| 外壁既存タイル撤去工事 | ① 下地サンドモルタル撤去 |
| | ② 研り作業層間養生及び各所養生 |
| | ③ 打継及び誘発目地研り, ケレン, 新設目地切り共 |
| 外壁下地補修工事 | ④ コンクリート下地壁面サンダー掛け |
| | ⑤ 化粧目地及び打ち継ぎ目地成形 |
| | ⑥ サッシ廻り抱き形成 |
| 追加工事 | ⑦ 外壁換気フード交換 |
| | ⑧ 南面屋根上箱樋防水 |
| | ⑨ 軒天見切り |
| | ⑩ サッシ水切り下端塞ぎ |
| 直接仮設工事 | ⑪ ネット状養生シート張り (シート仕様変更) |
| | 工期延長に伴う足場リース料増 |
| 防水改修工事 | シーリング数量増 |
| 外壁吹付け工事 | 仕様変更 |
| 発生材処理 | 発生材増による処分費等の増 |
| 共通仮設工事 | 工期延長に伴う交通誘導員の増 |
| 備考 | |

西立面図 S=1/200



南立面図 S=1/200

| 設計変更箇所 | |
|-------------|----------------------------|
| 外壁既存タイル撤去工事 | ① 下地サンドモルタル撤去 |
| | ② 研り作業層間養生及び各所養生 |
| | ③ 打継及び誘発目地研り, ケレン, 新設目地切り共 |
| 外壁下地補修工事 | ④ コンクリート下地壁面サンダー掛け |
| | ⑤ 化粧目地及び打ち継ぎ目地成形 |
| | ⑥ サッシ廻り抱き形成 |
| 追加工事 | ⑦ 外壁換気フード交換 |
| | ⑧ 南面屋根上箱樋防水 |
| | ⑨ 軒天見切り |
| | ⑩ サッシ水切り下端塞ぎ |
| 直接仮設工事 | ⑪ ネット状養生シート張り(シート仕様変更) |
| | 工期延長に伴う足場リース料増 |
| 防水改修工事 | シーリング数量増 |
| 外壁吹付け工事 | 仕様変更 |
| 発生材処理 | 発生材増による処分費等の増 |
| 共通仮設工事 | 工期延長に伴う交通誘導員の増 |
| 備考 | |



北立面図 S=1/200

| 設計変更箇所 | |
|-------------|----------------------------|
| 外壁既存タイル撤去工事 | ① 下地サンドモルタル撤去 |
| | ② 研り作業層間養生及び各所養生 |
| | ③ 打継及び誘発目地研り, ケレン, 新設目地切り共 |
| 外壁下地補修工事 | ④ コンクリート下地壁面サンダー掛け |
| | ⑤ 化粧目地及び打ち継ぎ目地成形 |
| | ⑥ サッシ廻り抱き形成 |
| 追加工事 | ⑦ 外壁換気フード交換 |
| | ⑧ 南面屋根上箱樋防水 |
| | ⑨ 軒天見切り |
| | ⑩ サッシ水切り下端塞ぎ |
| | ⑪ ネット状養生シート張り(シート仕様変更) |
| 直接仮設工事 | 工期延長に伴う足場リース料増 |
| 防水改修工事 | シーリング数量増 |
| 外壁吹付け工事 | 仕様変更 |
| 発生材処理 | 発生材増による処分費等の増 |
| 共通仮設工事 | 工期延長に伴う交通誘導員の増 |
| 備考 | |

指定管理者候補者の概要一覧

| No. | 議案番号 | 施設名 | 指定管理者 | 代表者等 | 設立年月日 | 設立目的／事業内容 |
|-----|------|------------------|----------------------|----------------------------------|-------------|---|
| 1 | 89 | 箱根町畑宿寄木会館 | HATAJYUKU寄木Museum組合 | 代表 金指 美喜枝 役員数 5名 社員数 4名 | 令和2年10月26日 | 寄木細工の優れた技術を観光客の皆様に理解していただくとともに、伝統技術の継承の場として箱根物産の育成振興を図ることを目的とする。 |
| 2 | 90 | 箱根町山崎集会所 | 山崎自治会 | 会長 武藤 明 役員数 4名 世帯数 258世帯 | 昭和45年4月1日 | 会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。 |
| 3 | 90 | 箱根町湯本仲町集会所 | 湯本仲町自治会 | 会長 熊谷 重明 役員数 4名 世帯数 289世帯 | 昭和45年4月1日 | 会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。 |
| 4 | 90 | 箱根町大平台集会所 | 大平台自治会 | 会長 安藤 雅章 役員数 13名 世帯数 220世帯 | 昭和45年4月1日 | 会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。 |
| 5 | 90 | 箱根町芦之湯集会所 | 芦之湯自治会 | 会長 市川 茂 役員数 6名 世帯数 19世帯 | 昭和45年4月1日 | 会員の隣保互助の精神に基づき、会員相互の福祉を増進し、もって地区の向上を図ることを目的とする。 |
| 6 | 90 | 箱根町箱根集会所 | 箱根集会所管理運営委員会 | 委員長 近藤 忠 役員数 16名 職員数 2名 | 平成5年11月15日 | 箱根町集会所の管理運営を行うことを目的とする。 |
| 7 | 90 | 箱根町元箱根集会所 | 元箱根集会所管理運営委員会 | 委員長 土屋 克夫 役員数 6名 | 平成22年4月28日 | 元箱根町集会所の管理運営を行うことを目的とする。 |
| 8 | 91 | 箱根町弥坂湯 | 弥坂湯管理委員会 | 委員長 高野 泓 役員数 5名 職員数 17名 | 平成19年4月1日 | 湯本仲町地区に所在する「弥坂湯」を通じて、地域コミュニティの醸成を図るとともに、地区内のみならず広く弥坂湯利用者の健康福祉の増進と文化の向上に寄与することを目的とする。 |
| 9 | 92 | 箱根町宮城野温泉会館 | 宮城野温泉会館管理運営委員会 | 会長 湯川 延和 役員数 9名 職員数 3名 | 昭和58年11月18日 | 箱根町が設置した宮城野温泉会館を、町の委託により住民の福祉並びに観光振興等地域の繁栄に寄与すべく管理運営することを目的とする。 |
| 10 | 93 | 箱根町老人福祉センターやまなみ荘 | 一般社団法人 箱根町シルバー人材センター | 理事長 勝又 實 役員数 11名 職員数 3名 | 平成24年5月2日 | 働く意欲のある高齢者の自主性を高め、関係機関からの援助・指導を受けながら高齢者の社会的・経済的な向上を目指すとともに、健康と生きがいづくりを推進し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。 |
| 11 | 94 | 箱根町宮ノ下駐車場 | 箱根宮ノ下観光協会 | 会長 神保 伸一 役員数 13名 社員数 6名 | 昭和45年4月1日 | 宮ノ下付近の観光を発展させるため、観光資源の開発並びに施設整備、管理運営を図ることを目的とする。 |
| 12 | 94 | 箱根町八丁駐車場 | 元箱根観光協会 | 会長 平井 規之 役員数 6名 | 昭和22年 | 元箱根地区の観光事業の振興と健全なる発展を図ることを目的とする。 |
| 13 | 95 | 仙石原公園いこいの家 | 一般社団法人 箱根町シルバー人材センター | 理事長 勝又 實 役員数 11名 職員数 3名 | 平成24年5月2日 | 働く意欲のある高齢者の自主性を高め、関係機関からの援助・指導を受けながら高齢者の社会的・経済的な向上を目指すとともに、健康と生きがいづくりを推進し、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。 |
| 14 | 96 | 箱根町総合体育館 | 学校法人 国際学園 | 理事長 宮澤 保夫 役員数 9名 職員数 96名 | 昭和55年12月20日 | 教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。 |
| 15 | 97 | 箱根町宮城野テニスコート | 箱根町宮城野木賀観光協会 | 会長代行 清野 昇 役員数 6名 職員数 3名 | 昭和50年4月6日 | 宮城野木賀温泉観光事業の振興と健全なる発展を図ることを目的とする。 |

3

町道箱 65 号線 位置図

